

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 32 回ディスクロージャー専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案（会計方針の開示）

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 32 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 1 月 29 日開催）（以下「第 32 回専門委員会」という。）及び第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

議論の進め方

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、受領したコメント・レターへの対応に関する進め方について、特に審議する必要がある項目として下表のとおり抽出し、他の項目に関してはコメント対応案の記載により検討することを提案した。

No.	検討項目及び論点
【項目 1】総論	
1-1	本会計基準の改正の必要性や背景に関する説明の追加
1-2	本公開草案 ¹ と IASB 公開草案「会計方針の開示（IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案）」との関係

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

3. 特に意見は聞かれなかった。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

4. 特に意見は聞かれなかった。

¹ 企業会計基準公開草案第 69 号（企業会計基準第 24 号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（2019 年 10 月 30 日公表）

寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

対応案の表現に関する意見

5. 論点の項目 6)²の対応案として「…理解可能と思われる。」としているが、「思われる」という表現は対応案としてあまり用いないと考えられるため、「理解可能である」で良いのではないか。

…
(対応案)
…

指摘のとおり修文する。

現行の取扱いを変更していない部分について、本会計基準において追加の説明は不要であるとの意見

6. 論点の項目 6)のコメントでは、代替的な取扱いがないときには、重要な会計方針であっても常に省略することができるように見えるとの指摘があるが、重要な会計方針の開示の考え方について、本会計基準において現行の取扱いを変更しているわけではないため、特段対応する必要はないと考える。

…
(対応案)
…

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

本会計基準の周知に関する意見

7. 論点の項目 20)に関しては、日本公認会計士協会とは別に ASBJ として周知活動を行うべきである。

…
(対応案)
…

周知活動の詳細については、別途検討する。

² 第 32 回専門委員会 資料(3)参考資料及び第 424 回企業会計基準委員会 審議事項(5)参考資料 2 のコメント対応表の関連箇所は、別紙を参照。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

本会計基準の周知に関する意見

8. 本会計基準及び会計上の見積りの開示に関する会計基準と共に、財務諸表作成者にその趣旨をしっかりと理解してもらう必要がある。日本公認会計士協会と共に周知をしていきたい。
9. 次の点が理解してもらえるような活動をしてほしい。
 - (1) 財務諸表を作成するのは経理部に加え、現場サイドにも本会計基準の趣旨をある程度理解してもらわないと財務諸表の数字をまとめられない。
 - (2) 利用者がどのような目線で見積りの情報を見ており、なぜそのような情報を開示することが必要なのか。
10. 前項に関して、利用者の観点からも、会計方針の選択及び適用において行った判断といった企業固有の情報が必要となっており、本会計基準はそのような環境に非常に適合したものである。利用者、作成者及び監査人も、新しい会計基準や、それに基づく財務諸表の作成及び利用の仕方を模索していくことが必要なのではないか。
11. 非財務情報に関して開示府令の改正や、監査制度に関して KAM の施行があり、作成者の感覚としては同様のタイミングで横につながっている。その観点からは、利用者が非財務及び財務情報について、その違いを含め、どのような情報を読み取りたいのか、また、企業からのメッセージとして受け取りたいのかをわかりやすく作成者に発信してもらえると非常にありがたい。

.....
(対応案)
.....

周知活動の詳細については、別途検討する。
.....

【検討項目 1】総論

（【検討項目 1-1】本会計基準の改正の必要性や背景に関する説明の追加）

【ASBJ 事務局の提案】

12. ASBJ 事務局は、次の内容をコメント対応表の対応案として記載することを提案した。

本公開草案は、基準諮問会議に寄せられた「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記情報の充実への対応について、基準諮問会議からの依頼に基づきディスクロージャー専門委員会が検討を行った過程で、我が国の会計基準においては取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる会計基準が存在しない場合の開示についての会計基準上の定めは明らかではなく、開示の実態も様々であるといった違いあることが見出されたことを契機に開発したものである。

ディスクロージャー専門委員会は、検討の結果、基準諮問会議に対し、会計処理の対象となる会計事象等（取引及び事象）に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示上の取扱いを明らかにして、財務諸表利用者にとって不可欠な情報が提供されるようにすることは有用であると考えられる旨の報告を行った。

基準諮問会議は、これを受けて、企業会計基準委員会に対して「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実を会計基準開発の新規テーマとすることを提言し、企業会計基準委員会はこれを受けて本公開草案を開発した。

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

多くの企業においては、本会計基準により実質的な追加対応が不要であることがわかるようにすべきとの意見

13. 会計基準等が存在せず企業自身が会計方針を作成し、かつ当該会計方針が重要な会計方針に該当する場合はあまり無いと考えられるが、もし該当する場合は開示を求めることが本会計基準の趣旨である。しかし、その趣旨がわかりづらいため、会計基準本文に追加してほしい。
14. 論点の項目 9) のコメントに関しては、新規の会計基準が公表されると企業はコンプライアンスの観点から対応が必要となるが、その対応コストがあまり大きくならないように、多くの企業においては特段追加の対応は不要であることが、もう少しわかるようにしてほしいという趣旨であると考ええる。
15. 論点の項目 9) の事務局の対応案に関して、開示例を提供しないことには賛成する一方、前項に鑑みて、なぜ本改正を行うのかをもう少し明確にしてほしい。

(対応案)

改正公開草案公表の趣旨は、コメント対応に記載することが考えられる。

また、【検討項目 1-1】に記載した対応に追加し、本公開草案第 44-3 項に本公開草案は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合以外の取扱いに関するこれまでの実務を変更することを意図するものではないことを追加記載することが考えられる。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

16. 特に意見は聞かれなかった。

【【検討項目 1-2】本公開草案と IASB 公開草案「会計方針の開示（IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案）」との関係】

【ASBJ 事務局の提案】

17. ASBJ 事務局は、本公開草案が、重要な会計方針の注記に関する抜本的な改正を意図するものではなく、基本的には企業会計原則の定めを引き継いだものとなっており、IFRS と整合性を図ることを目的としていない等の理由により、IASB の検討の内容を採り入れる必要はないとの提案を行った。

【第 32 回専門委員会で聞かれた意見】

本改正は IFRS との整合性を図ることを目的としたものではない意見

18. 本改正は IFRS との整合性を図ることを目的としたものではないことは、本公開草案の記載から読み取れると考えられるため、特段の対応は不要である。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

【第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

19. 特に意見は聞かれなかった。

以 上

別紙

第 32 回専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会にてお示ししたコメント対応表（関連する箇所のみ抜粋）

(HP では非公表)